

## 寄せられた意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

番号	意見の概要	札幌市の考え方
1	<p>自治会費徴収の際、相手が暴力団員であったらと思うと当然不安である。</p> <p>市は入居者を選ぶことができるが、自治会は入居者を選ぶことはできない。入居させてしまった以上は、退去させるまで市が責任を持って対処してほしい。</p>	<p>条例改正により、暴力団員の新規入居を制限するとともに、既に市営住宅に入居している暴力団員に対しては、住宅の明渡しを請求することができることとなります。</p> <p>今後、市営住宅の入居者及びその周辺住民の安全確保のため、改正条例を効果的に運用していきます。</p>
2	<p>条例案では、入居制限対象者を暴力団員とその同居人としているが、これでは昨今のグレーゾーンの構成員の増大に、対処しきれない可能性がある。そこで、暴力団員及びこれと極めて緊密な関係にある者を「暴力団員等」と定義しておいて、「暴力団員等とその同居人」に入居制限をかけてはどうか。</p> <p>暴力団員と極めて密接な関係にある者については、道警と密に連携して、この条例改正の趣旨に沿って、骨抜きにならない運用をしていくべきである。</p>	<p>今回の条例改正においては、入居制限の対象者を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員」としています。</p> <p>確かにご提案いただきましたとおり、対象者を暴力団員に限定せずに、暴力団員関係者に拡大するという考え方もあります。</p> <p>しかしながら、関係機関(北海道警察本部を想定しています。)から得ることができる情報は、その者が暴力団員であるかどうかだけであり、暴力団員関係者かどうかは警察にも情報がないため、特定することができません。</p> <p>したがって、今回の条例改正では対象を暴力団員に限定し、その適正な運用を図っていきたいと考えております。</p>
3	<p>条例の一部改正については、早急な改正が必要と感じている。全国的</p>	<p>入居者及びその周辺住民の安全を確保するため、条例を改正し、暴力団員の</p>

	<p>にも市営住宅では、暴力団関係者や暴力団員によるトラブルも起きており、実際に市営住宅に現在住んでいる方達や近隣の住民の方達は暴力団関係者が住んでいることは日々の生活の中で、大きな不安を持っていると思う。</p> <p>暴力で物事を進めることは絶対に許すことはできない。警察と行政と市民が協力して、このような条例改正から始め、最終的には暴力団自体そのものをなくすことが必要である。このような取組みをこれからも続けていって欲しい。</p>	<p>入居、同居承認、入居承継承認及び駐車場使用の制限について明文化することが必要であると考えております。</p>
4	<p>条例改正案において、暴力団員等に対する入居制限、同居承認及び入居承継の制限について明文化することは、その目的において適切でありその措置も相当であって、高く評価する。</p> <hr/> <p>条例改正案において、居住部分に留まらず、駐車場についても使用制限及び明渡し請求の対象事項としたことは、市営住宅からの暴力団排除に対する貴市の強い意気込みが感じられ、駐車場の使用制限及び明渡しを内容とする条例案を、高く評価する。</p>	
	<p>条例において、暴力団員の属性についての情報提供に関する連携を明</p>	<p>改正条例の実行性を確保するために、関係機関の協力が不可欠です。</p>

<p>文化することは、条例運用の前提となるものであり、さらに警察との合意書及び協定書を交わすことで、より円滑な運用を実現できるものと思われる。</p> <p>また、暴力団員に対して明渡しを求める際には、当該暴力団員との間で大きな摩擦が生じることが十分考え、このような場面において、警察官の臨場を得るなど、警察との連携は不可欠のものとする。</p> <p>以上の観点から、入居者が暴力団員であるかどうかの確認及び暴力団員に対する明渡し請求において関係機関との連携について、明文化することに賛成する。</p>	<p>具体的には、入居者等が暴力団員であるかどうかの確認や明渡し請求をする際に、関係機関に協力を依頼することができるとし、このことについて、関係機関と協定を締結する予定です。</p>
<p>ただし、個人情報の取扱いについては配慮が必要であり、入居の時点において、入居者の個人情報に基づき警察へ暴力団該当性を照会する手続が予定されていることを、事前に通知しておくことが適切と思われる。</p>	<p>市営住宅の入居者等の情報は、個人を特定することができる重要な情報であることから、その取扱いは慎重に行うこととします。</p> <p>また、関係機関への照会については、入居者等に事前周知することを予定しております。</p>
<p>改正条例は、平成 21 年 7 月 1 日に施行が予定されているとのことだが、条例改正について広報を徹底することが重要である。</p>	<p>条例改正に関する広報は重要であると考えており、広報さっぽろや入居者募集のパンフレット等により、周知を図ってまいります。</p>